

特定記録等事務管理規程

第1条（目的）

この規程は、当事業場の特定記録等事務に係る特定記録等事務責任者及び特定記録等事務の作業者の服務並びに継続検査に係る自動車検査証への記録及び自動車検査証の自動車使用者への返付並びに検査標章の交付に関する事務について定め、特定記録等事務の適正化を図ることを目的とする。

第2条（組織）

第1条の目的を果たすため、事業場の組織を確立するとともに、別に定める「組織体制図」により常に明確にするものとする。また、記録事務代行アプリにより以下を定め運用を行うものとする。

ユーザー	権限	ホーム画面	書き換え履歴	ユーザー管理	検査標章管理
主な機能	検査証の書き換え 検査標章の印刷 各種帳票類の印刷				
記録等事務代行者	・ユーザーの追加・削除等	○	○	○	○
	・車検証の書き換え等の作業				
代行管理作業者	・ユーザーの追加・削除等	○	○	○	○
	・車検証の書き換え等の作業				
代行作業者	・車検証の書き換え等の作業	○	○	×	×

第3条（特定記録等事務代行者の標識の掲示）

事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の特定記録等事務代行者の標識を掲げるものとする。

第4条（特定記録等事務責任者の服務）

特定記録等事務責任者は以下の管理・監督を行い、当該事務を確実に実施できる体制を維持するものとする。

- (1) 自動車検査証への記録の適切な実施の管理
- (2) 検査標章の保管及び出納の管理
- (3) 法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督
- (4) 問題が生じた場合において運輸支局長等と確実に連絡がとれる体制の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理
- (5) 特定記録事務等事務責任者の記録事務代行アプリのログインID・パスワード及び記録事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの（GビズID・プライム・メンバーまたはマイナンバーカード）の適切な管理
- (6) 山口運輸支局より交付された委託書（別記様式2）の管理・保存

第5条（特定記録等事務の作業者の服務）

特定記録等事務の作業者は特定記録等事務責任者の管理・監督の下、以下の事務・管理を確実に実施し、問題が生じた場合等においては特定記録等事務責任者に隨時報告を行うものとする。

- (1) 記録事務代行アプリにより通知を受けた自動車検査証の有効期間、自動車登録番号その他の自動車検査証へ記録を行うために必要な事項の自動車検査証への記録

- (2) (1)により記録した自動車検査証の自動車使用者への返付
- (3) 記録事務代行アプリにより通知を受けた自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章の交付
- (4) 特定記録等事務の作業者の記録事務代行アプリのログインID・パスワード及び記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの（GビズID・プライム・メンバーまたはマイナンバーカード）の適切な管理

第6条（自動車登録番号の確認）

特定記録等事務の作業者は前条の事務を実施する場合において自動車検査証に記載された自動車登録番号が記録等事務代行アプリにより通知を受けた自動車登録番号と同一であることを確認した後でなければ当該事務を実施してはならない。

第7条（検査標章の保管・管理）

【申請方法について】

特定記録等事務の作業者は検査標章の配布を受けるために、以下の方法により電子的な申請を行う。

- (1) 記録事務代行アプリから配布申請を行い、山口運輸支局から承認を受ける
- (2) 配布申請が承認された旨が記載された電子メール（配布申請受付番号通知メール）を受け取る
- (3) 電子メール（配布申請受付番号通知メール）を印刷した書面を山口運輸支局まで持参し、受領する検査標章と当該書面の記載内容に相違がないことを確認し、受領欄に記名して検査標章を受領する

【申請枚数について】

検査標章の受領を初めて申請する場合は原則100枚とする。また、これによらず希望枚数を受領しようとする場合は原則以下のいずれかの取扱いにより希望枚数算出根拠を記載し申請を行う。

- ・前年度同時期における3ヶ月間の特定記録等事務の業務量に1.1を乗じた値（100枚未満切り上げ）
- ・前回配布を受けた検査標章の使用実績3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100枚未満切り上げ）

【受領登録について】

検査標章を受領した場合、特定記録等事務の作業者は記録事務代行アプリにて受領登録を行い、受領したことを電子的に検査標章授受出納簿に登録を行う。

【使用結果登録について】

電子車検証の書き換え作業に伴い検査標章を使用した場合、特定記録等事務の作業者は記録事務代行アプリにて使用結果登録を行い、検査標章を使用したことを電子的に検査標章授受出納簿に登録を行う。

【検査標章がき損または不良であると確認した場合について】

検査標章がき損または不良であると確認した場合、特定記録等事務の作業者は記録事務代行アプリにて使用結果登録（き損、不良）を行い、電子的に検査標章授受出納簿に登録を行う。

なお、き損または不良とした検査標章については廃棄することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会をとらえて山口運輸支局に返納するものとする。

【検査標章を紛失した場合について】

検査標章を紛失した場合、記録事務代行アプリにより紛失届出を行うとともに、検査標章授受出納簿に当該事項を電子的に記録するものとする。

【保存期間】

電子的に記録した検査標章授受出納簿は、記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで電子的に保存すること。

第8条（設備の管理）

自動車検査証への記録の適切な実施のため、特定記録等事務を実施する上で必要となる以下の設備について必要なメンテナンスを行う等、適切に管理するものとする。

- (1) 記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン
- (2) (1)のパソコンに接続し、検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器
- (3) (1)のパソコンに接続し、電子車検証のICタグをかざすことにより読み取り及び書換が可能な機器
- (4) インターネット接続環境

第9条（セキュリティ対策）

特定記録等事務を実施するにあたって、必要なセキュリティ対策を以下のとおり講じるものとする。

- (1) 当該事務で使用するパソコンにウイルス対策ソフト等がインストールされていて正常に作動すること
- (2) 当該事務に使用するパソコンに対するワイヤーロック等盗難防止対策（休業日の事務所の施錠徹底含む）がとられていること

第10条（変更等の届出）

特定記録等事務の委託を受けた後に氏名または名称、連絡先、メールアドレスその他の特定記録等事務の実施にあたり必要な事項に変更があった場合や特定記録等事務の業務をやめようとするときは、あらかじめ委託を受けた運輸支局長（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）に届出を行うものとする。（概ね7日前までに届出を行う）

なお、特定記録等事務の業務をやめようとするときは遅滞なく保管している検査標章を運輸支局長に返納するものとする。

また、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ委託を受けた運輸支局長（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）に承認を受けるものとする。（概ね30日前までに承認申請を行う）

申請及び届出は記録事務代行ポータルサイト及び記録事務代行アプリから原則オンラインにより行うものとする。

＜オンラインによる手続き一覧＞

No	項目名	手続き	変更申請	変更届出	—
		変更方法	記録事務代行ポータル	記録事務代行アプリ	—
1	氏名又は名称		—	○	—
2	住所		—	○	—
3	代表者氏名		—	○	—
4	担当者氏名		—	—	○
5	電話番号		—	—	○
6	メールアドレス		—	—	○
7	事業場の名称		—	○	—
8	事業場の電話番号		—	—	○
9	事業場の所在地		○	—	—
10	特定記録等事務責任者氏名		—	○	—
11	特定変更記録事務責任者氏名		—	○	—

※自社の委託書を保管してください

令和〇年〇月〇日

委託書

道路運送車両法第74条の5第1項及び道路運送車両法施行規則第49条の3に基づき、下記のとおり委託します。

記

1. 委託する事務

道路運送車両法第62条第2項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第66条第2項の規定による検査標章の交付に関する事務（特定記録等事務）
ただし、本委託書に記載された運輸支局長又は軽自動車検査協会から委託を受けたものに限る。

2. 委託番号

KJD000000

3. 委託を受ける者の名称及び住所

株式会社〇〇自動車
山口県〇〇市〇〇町〇丁目〇一〇

4. 事業場の名称及び所在地

株式会社〇〇自動車
山口県〇〇市〇〇町〇丁目〇一〇

(1/2)

(別紙)

山 運 整 第 ○ ○ ○ 号
2 0 2 4 軽 檢 檢 第 ○ ○ 号

山 口 運 輸 支 局 長
軽 自 動 車 檢 查 協 会

(公印省略)

(2/2)

電子メール（配布申請受付番号通知メール）

株式会社○○○○○ 様

以下の配付申請について、承認されました。

■配付申請受付番号

配付申請受付番号 : ○○○○○

■配付申請の内容

・申請者名 : ○○○○○
・事業場の名称 : ○○○○○
・事業場の所在地 : ○○○○○
・申請先 : 山口運輸支局
・受け取り方法 : 窓口受け取り
・検査標章配付希望枚数 : 100 枚
・希望枚数算出根拠 : 初めての配付申請 もしくは その他

受け取り方法が窓口受け取りの場合、本メールを印刷し申請先の運輸支局等又は自動車検査登録事務所等までお越しになり、検査標章の受け取りをお願いいたします。

窓口受け取り時記載欄

受領年月日 :

受領者氏名 :

連絡先 :

検査標章番号 : 枚

(番号 ~)

(束番号 T ~ T)

<本メール内容にお心当たりがない場合>

本メール内容にお心当たりがない場合、他の方がメールアドレスを誤って登録したと思われます。

お手数をおかけして誠に恐縮ですが、本メールを破棄いただけようお願いいたします。

このメールに直接返信しても、お問い合わせいただくことはできません。

お手数ですが、以下の問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

電話 : 050-5540-2000

受付時間 : 8:30~17:00 (年末年始を除く平日)

記録事務代行サービス

<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp>

年 月 日 制定

年 月 日 改正